

会 議 録【詳細版】

会 議 の 名 称		令和3年度第4回守谷市保健福祉審議会		
開 催 日 時		令和4年1月19日(水) 開会：14時30分 閉会：16時00分		
開 催 場 所		守谷市役所 全員協議会室		
事務局(担当課)		保健福祉部 社会福祉課		
出席者	委 員	埤本委員，萩原委員，小田委員，飯塚委員，横張委員，田上委員， 田中委員，新田委員，豊谷委員，竹内委員，清水委員，小川委員， 中山委員，飯村委員，金沢委員 計15名		
	事 務 局	田中副市長，椎名保健福祉部長，小島保健福祉部次長兼すくすく保育課長， 稲葉保健福祉部次長兼健幸長寿課長，羽田社会福祉課長， 上野のびのび子育て課長，小林保健センター所長， 新島新型コロナウイルスワクチン接種対策室長，森山国保年金課長， 寺田介護福祉課長，枝川課長補佐，北川主任 計12名		
公開・非公開の状況		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	2人
会 議 次 第		1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 諮問事項 ①第三次健康もりや21計画(案)について(保健センター) (2) 協議事項 ①守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員の選出について(社会福祉課) (3) 報告事項 ①令和3年度第1回障がい者福祉分科会開催報告について(社会福祉課) ②令和3年度第2回地域福祉推進委員会開催報告について(社会福祉課) ③令和3年度第2回地域自立支援協議会開催報告について(社会福祉課) ④令和3年度第3回地域自立支援協議会開催報告について(社会福祉課) ⑤令和3年度第4回地域自立支援協議会開催報告について(社会福祉課) ⑥北園保育所の火災被害における和解について(すくすく保育課) ⑦もりやファミリーサポートセンター事業業務委託について(のびのび子育て課) ⑧新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)について(保健センター) ⑨介護サービス事業所(看護小規模多機能型居宅介護)整備について(介護福祉課) 4 閉会		
令和4年3月3日		守谷市保健福祉審議会 会 長 竹内 公一 議事録署名 小田 佳史 議事録署名 飯塚 一男		

令和3年度第4回守谷市保健福祉審議会議事録

日 時 令和4年1月19日(水)
午後2時30分から4時00分
会 場 守谷市役所 全員協議会室

社会福祉課長	只今から、令和3年度第4回守谷市保健福祉審議会を開会いたします。
竹内会長	はじめに、竹内会長からごあいさつを頂戴します。
社会福祉課長	(挨拶)
	ありがとうございました。
田中副市長	続きまして、副市長からごあいさつ申し上げます。
社会福祉課長	(挨拶)
	ありがとうございました。
	審議会の開催にあたりまして、事前に椿委員、吉田委員、松山委員、寺田委員、大川委員、塩澤委員、橋爪委員、小池委員、加藤委員からご欠席のご連絡をいただいています。
	次に、本日の会議の会議録について、令和3年5月18日保健福祉審議会において、原則発言者氏名を記載することと決定しています。また、氏名を記載しない場合には適宜協議することとしています。なお、議事録作成ソフトを用いて会議録の文字起こしを行います。発言する際には、マイクのスイッチをオンにし、あらかじめ氏名をおっしゃっていただいてからご発言されますようご協力をお願いします。
	本日、傍聴希望者は2名いらっしゃいます。
	次に、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしました資料が12点ございます。1つ目が令和3年度第4回守谷市保健福祉審議会次第、2つ目が諮問事項No.1 第三次健康もりや21計画(案)、3点目が協議事項No.1 守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員の選出について、4点目が報告事項No.1 令和3年度第1回障がい者福祉分科会開催報告、5点目が報告事項No.2 令和3年度第2回地域福祉推進委員会開催報告、6点目が報告事項No.3 令和3年度第2回地域自立支援協議会開催報告、7点目が報告事項No.4 令和3年度第3回地域自立支援協議会開催報告、8点目が報告事項No.5 令和3年度第4回地域自立支援協議会開催報告、9点目が報告事項No.6 北園保育所の火災被害における和解について、10点目が報告事項No.7 もりやファミリーサポートセンター事業業務委託について、11点目が報告事項No.8 新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)について、12点目が報告事項No.9 介護サービス事業所(看護小規模多機能型居宅介護)整備について、でございます。不足資料等がございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。
	審議会条例第六条第2項によりまして、審議会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとあります。本日は出席15名、

欠席 9 名でございます。今回、半数以上の委員が出席されていますので会議が成立いたします。

本日の案件は、諮問事項 1 件、協議事項 1 件、報告事項 9 件となっています。議事案件に先立ちまして、諮問事項について、副市長より会長に諮問をお願いしたいと思います。副市長、諮問をよろしく願いします。

田中副市長
社会福祉課長

(諮問)

それでは、審議会条例に基づきまして、この後の議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと思います。会長よろしく願いします。

竹内会長

それでは議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。今回の審議会については、諮問事項が 1 件、協議事項が 1 件、報告事項が 9 件提出されています。スムーズな進行にご協力ください。

議事に入る前に、議事録署名人を名簿順に従って決定します。椿委員が欠席のため、小田委員、飯塚委員にお願いします。どうぞよろしくお願いします。

それでは議事に入らせていただきます。はじめに、諮問事項です。第三次健康もりや 21 計画(案)について、保健センターから説明をいただきます。よろしくお願いします

保健センター
所長

それでは諮問事項につきまして、ご説明をさせていただきます。本計画は令和 3 年度に計画満了を迎えます守谷市健康増進計画、守谷市食育推進計画、守谷市自殺対策計画及び新たに作成いたしました守谷市歯科口腔保健推進計画、守谷市母子保健計画を一体的に作成するものであります。こちらの計画は、令和 4 年度から令和 13 年度までの第三次守谷市総合計画と整合を図る計画となっています。また、感染症等による新しい生活様式の実践や健康に暮らすことができるまちの実現を目指し、計画案を策定して参りました。これまでの経緯を簡単にご説明させていただきます。

まず計画案について、健康づくり分科会において、塩澤分科会長を中心に審議をいただき、多くの貴重なご意見をいただきました。計画の基本理念は「みんなで支え合い健やかにいきいきと暮らせるまち」に決まりました。当初、事務局の案では「支え合い」という言葉がなかったのですが、分科会におきまして、委員の皆様から、「支え合い」という言葉は重要ではないかというご意見をいただき、基本理念の中に「支え合い」という言葉を入れさせていただきました。

そのほか、前回の審議会において、埴本委員から広報活動の重要性、小田委員から自殺対策に対する連携の体制、吉田委員からは食育に関するご質問、横張委員から総合計画との整合性、田上委員から市民の理解を求めるための広報の重要性についてご意見いただきました。また、清水委員から誤字や注釈のご指摘、竹内会長から様々な表記方法、文面についてご意見、ご指摘をいただきました。いただいたご意見やご指摘を踏まえまして、こちらの策定を進めて参りました。

次に、本計画案のパブリックコメントについてご説明させていただきます

きます。令和3年11月16日から12月16日まで、広報誌、ホームページ、各公共施設において意見を募集いたしました。ご意見はございませんでした。

竹内会長

第1回の審議会から本日まで、計画策定に係るご協議をいただきまして誠にありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

ただいまの説明について委員の皆様のご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

この計画を拝見すると、守谷市の健康の状況や、これからの施策の特徴が大変よくわかるようにできていると思います。使えるデータを非常に幅広く利用していて、その解釈も無理のないものとなっていると思います。丁寧に基本的なことをなさっているので、その結果、他の地域との比較や、国との比較ができて、守谷市の特徴が非常に明確になっているように思っています。

また、食事や生活習慣、飲酒の問題についても、非常にきめ細かく計画の中に織り込まれていると思います。今後の10年を見据える上で非常に価値のある計画を策定することに、私どもも協力できたのではないかと思います。

清水委員

皆様、いかがでしょうか。

会長からもお話があったとおり、この計画は全体的に大変よくまとまっていると思います。その上で、細かい点について何点か聞きたいと思います。

まず1点目として、計画の91ページです。評価指標の表に、「COPD」という記載があります。これについては、あまり聞き慣れない言葉ですので、説明を加えたらいかがでしょうか。

2点目として、102ページです。食育目標が細かく書かれていますが、文字のサイズが少し小さいので、もう少し文字の大きさを大きくしたらいかがでしょうか。

3点目は151ページです。表の下に、出典について記載されていますが、記載の仕方が統一されていないので、記載方法を統一したらいかがでしょうか。

次に、168ページです。分科会委員の名簿が記載されています。分科会の名称は「健康づくり分科会」だと思いますので、分科会の名称を記載したらいかがでしょうか。

また、今後のスケジュールですが、庁議等への報告がなされるのか、市の広報の掲載等は予定しているのか、今後の予定を聞かしてもらえばありがたいと思います。以上です。

保健センター
所長

ご指摘ありがとうございます。委員からご指摘あった箇所については、修正させていただきます。

今後の予定ですが、2月9日の庁議において、答申の内容を報告させていただきます。ポリュームがありますので、概要版を各公民館にて配布しようと考えています。計画の詳細についてはホームページをご覧いただくとともに、広報誌等で周知して参りたいと思っています。

竹内会長
横張委員

す。ありがとうございました。

ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。

107 ページに「学齢期のうちの 13～19 歳は心身ともに大人に近づく」という表現があります。また、102 ページにも同様の表現があります。今年 4 月に施行される民法では、成人年齢が 18 歳からとなっています。そうした中で、学齢期が 19 歳までといった表現はいかがかなと思いました。以上です。

保健センター
所長

ご指摘のとおりではありますが、心身的に、やはり 20 歳という年齢で様々なバランスがとれてくるといったこともございます。様々な積み上げもございますので、本計画のままでいかせていただきたいと考えています。

竹内会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。これまでの統計などを踏まえて作られた計画であるということも考えますと、年齢の括りに関しては、このあたりが適切なのかなというふうに思います。今後統計のとらえ方が変更されるようなことがありましたら、それに合わせて計画のあり方も変わってくるのかもしれない、ということを念頭に置きながらこの計画を活用していただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。

新田委員

私事なのですが、166 ページの名簿の役職の部分に誤りがあるため訂正をお願いします。

保健センター
所長

大変失礼いたしました。修正させていただきます。

竹内会長

よろしいでしょうか。ではこれから採決を諮ります。第三次健康もりや 21 計画(案)について、賛成の方、挙手をお願いします。全会一致でございます。採決の結果、第三次健康もりや 21 計画については、若干の表記の修正などは必要になりますが、原案のと通りの答申とさせていただきますと思います。よろしくをお願いします。

それでは答申書の作成及び市長への提出については、これは先例に倣いまして事務局をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。大変ありがとうございました。諮問案件はここまでになります。ありがとうございました。

社会福祉課長

副市長につきましては公務のため退室となります。ありがとうございました。

竹内会長

続きまして協議事項No.1 守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員の選出について、社会福祉課からお願いします。

社会福祉課長

それではお手元の協議事項No.1 守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員の選出についてをご覧ください。この案件につきましては、令和 3 年 5 月 18 日の第 1 回保健福祉審議会でご協議いただきました。任期について誤りがございまして、改めて所管課である総務課から、選出依頼があったことにより、再度協議いただくこととなります。

守谷市公の施設指定管理者選定委員会委員の職務につきましては、指定管理者制度を導入している施設の管理運営をしてもらう事業所

を選定するものとなっています。

なお、指定管理を導入している施設は、各公民館、南北の児童センター、障がい者福祉センターひこうせん、となっています。ちなみに、令和4年度におきましては、障がい者福祉センターひこうせんの指定管理者を募集する予定となっています。

こちらにつきまして、5月18日の保健福祉審議会において、保健福祉分野の情報等に精通している方として、学識経験者の中から清水委員を選任していますので、今回も引き続きお願いできればと考えています。説明は以上です。ご協議のほどよろしくお願いします。

清水委員、本件についてのご意見等をお願いします。

立候補される委員の方がいなければ、私の方で引き続きお受けしたいと思います。

これまでの実績などを踏まえまして、ぜひ清水委員にお願いしたいと思います。皆様よろしいですね。では、お願いします。

続きまして、報告事項No.1 からNo.5 について、社会福祉課から説明をお願いします。

それでは報告事項について説明させていただきます。5 件の報告事項がございます。

まず、報告事項No.1 令和3年度守谷市保健福祉審議会第1回障がい者福祉分科会の開催報告をさせていただきます。

障がい者福祉分科会の議題(1)としまして、令和2年度守谷市障がい者福祉計画(第3期)の実施状況について報告をさせていただきました。委員の皆様から、障がい者の雇用就労や、障がい福祉サービスの質の確保などについてご意見をいただきました。

議題(2)では、守谷市障がい者福祉計画(第5期)進捗状況報告について、令和2年度の実績報告をさせていただきます。こちらにつきましては、サービスの利用状況における新型コロナウイルスの影響やワクチン接種等についてご意見を頂戴いたしました。今回のご意見につきましては、次期計画に反映することとしています。

続きまして、報告事項No.2 令和3年度第2回守谷市地域福祉推進委員会会議報告について資料をご覧ください。

議題(1)第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について、パブリックコメント実施にあたり、作成した素案についてご協議をいただきました。まちづくり協議会との具体的な連携に関する事、成果指標の設定についてご意見を頂戴いたしました。

議題(2)としましては、守谷市協働のまちづくり推進委員会委員の選出ということで、担当部署の方から選出依頼がございました。地域福祉推進委員会からの代表委員として、引き続き荒川委員が選出されました。

続きまして、報告事項No.3 令和3年度第2回守谷市地域自立支援協議会についてです。

議題(1)として、障がい者児の災害時の避難支援について、ガイドブック作成等に関する協議を行いました。災害時の情報の必要性、障

竹内会長
清水委員

竹内会長

社会福祉課長

がい者へのわかりやすい情報の伝達方法、具体的な避難支援の方法などについてご意見を頂戴しました。

議題(2) としましては、守谷市障がい福祉計画(第5期) 進捗状況報告をさせていただきます。障がい者数の推移、各サービスの利用状況等について説明しました。

続きまして、報告事項No.4 令和3年度第3回守谷市地域自立支援協議会実施報告についてです。新型コロナウイルス感染対策のため書面協議で行いました。

議題(1) として、障がい児者の災害時の避難支援ということで、委員から避難地域での支援の仕組みづくりについてご意見をいただきました。障がい別の傾向はあっても、実際は一人ひとりの特性に応じた対応が必要になること、日頃から地域で意識づけをすることなどについて、具体的な支援のあり方に関する意見を頂戴いたしました。

続きまして、報告事項No.5 令和3年度第4回守谷市地域自立支援協議会の開催報告となります。

議題(1) では、障がい児者災害時避難支援ガイドブック(案) について、協議いただきました。委員の皆様からは、要配慮者避難所や福祉避難所についてご意見をいただきました。

議題(2) としましては、避難行動要支援者の個別避難計画の作成方針についてです。障がい者手帳をお持ちの方や要介護認定を受けている方等を避難行動要支援者名簿に登録しています。そうした方の中で、ハザードマップで危険な地域に該当する優先度の高い方から順に個別避難計画を作るといった作成方針についてご意見を頂戴しました。委員の皆様からは、個別避難計画の記載内容や地域での支援の重要性についてご意見をいただきました。説明は以上です。よろしくお願いします。

竹内会長

ありがとうございました。ご質問、ご意見はいかがでしょう。

では、報告事項No.1 障がい者福祉分科会の報告については、分科会長の小田委員からコメントをお願いします。

小田委員

障がい者福祉計画(第3期) について、実施状況の説明を受けました。この内容に関して特に大きな疑義等はありませんでした。

ただ、福祉サービスの事業者数が、年々増えるに当たって、サービスの質の担保はどうなっているのか、というご意見がありました。福祉施設の運営指導は、茨城県と守谷市から定期的に各施設に実地指導ということで立ち入りの検査がありますが、サービスの質に関する調査は特になのが現状です。ただ、任意で第三者機関による第三者評価というものを受けることは可能です。しかし、義務ではありません。守谷市の福祉施設で組織をしている連絡協議会と連携をしながら、サービスの質の担保を今後の課題として取り組んでいきたいと思います、といった確認がありました。

清水委員

3点お聞きします。まず1点目は、グループホームの質の担保についてです。第三者評価制度の費用は約30万円です。それほど費用としては高い金額ではないので、できれば市で助成していただければいい

社会福祉課長

新型コロナウイルスワクチン接種対策室長
竹内会長

社会福祉課長

竹内会長

いかなと思っています。私ごとで恐縮ですが、私、市内の某保育園の第三者委員を務めています。保護者の方からご意見をいただいて、それに対して対応をしています。そういう意味でもぜひ助成をしていただければいいかなと思います。

続いて2点目は、18歳以降になると、サービスの終了時間が15時頃となる場合があるとありますが、保護者の方も大変だと思いますので、例えばさくら荘等で、別途支援員を確保してサービスを提供できないのか検討していただきたいなと思います。

3点目としては、新型コロナウイルスワクチン接種について、障がい者に対して特別な対応がなされたのか、今後はどのような対応になるのか、お聞きしたいと思います。以上です。いかがでしょうか。

まず、サービスの質の確保についてですが、ニーズがあるという話を承りました。こういった評価制度、助成制度についてどのようにするか、今後考えていきたいと思います。

また、18歳以降のサービスの終了時間が15時ごろといった話については、すべてのサービスがそのような状況なのか確認できていない部分もありますので、確認したうえで、検討させていただきたいと思います。

障がい者に対するワクチン接種については、市の集団接種で対応いたしました。集団接種が難しい方については、施設に出向いて個別に接種を行いました。以上でございます。

ワクチンの接種率については、健常の方と障がいのある方で大きな差がでないように対応されているのだらうと思います。今後、ワクチン接種に関するご報告をいただく際には、そうしたことが分かるようにご報告いただければと思いますので、よろしくお願いします。

質の担保に関しましては、非常に難しい問題だとは思いますが。例えば病院ですと、病院機能評価というような制度があります。大学病院が特定機能病院という資格を持つためには、第三者機関の評価を受けなければいけないという制度があります。

どのような形で支援していくかというようなことを考えなければいけないと同時に、各事業者も質を高めていく努力を怠らないようにしなければいけないと思います。

この障がい福祉サービスの第三者評価制度とは、日本全体を横串に刺しているような公的な制度が存在するのでしょうか。ご存知の方がいれば、教えていただければと思います。

福祉サービスの第三者評価につきましては、国から評価機関の指定を受けたところが、第三者評価をできるというルールづけになっており、全国的にある制度と考えていただければと思います。茨城県内でも複数の評価機関があります。

評価に関連して様々なご指摘、ご指導をいただくのは貴重な機会でもあります。そういった観点からも、質の向上のために様々な施策をご検討いただければと思います。

続いて、地域福祉推進委員会に関して、萩原委員、お願いします。

萩原委員	地域福祉推進委員会は、扱う分野の幅が大変広い委員会でしたが、計画の詳細についても話し合う事が出来ました。
竹内会長	わかりました。続きまして、自立支援協議会に関して新田委員、コメントをお願いします。
新田委員	自立支援協議会では、障がい児者の災害時の避難支援や、ガイドブックの協議などを行っています。障がいをお持ちの方は、普通の避難所にはなかなか行けなかったりするので、福祉避難所やサロン、集会所などを活用したらどうかといった様々な意見を踏まえて検討をすることができました。今後、生かしていけたらと思います。
竹内会長	よりよいものを作るため努力いただければと思います。よろしくお願いします。
すくすく保育課長	続いて、報告事項No.6 北園保育所の火災被害における和解について、すくすく保育課から説明をお願いします。 令和元年5月に発生した北園保育所の隣地火災による被害の件について、相手方より和解の申し出があり、市議会の議決を経て和解しましたので、経緯について簡単にご報告したいと思います。「報告事項No.6 北園保育所の火災被害における和解について」という資料をご覧くださいと思います。 令和元年5月21日に北園保育所の隣地から出火し、保育所の建物及び工作物の一部が被害を受けました。その際、園児については、近くのつくば国際松並保育園に避難しました。翌日からは、土塔中央保育所で合同保育が開始されています。6月には緊急で予算措置をし、復旧工事に着手しました。8月22日からは、北園保育所での通常保育が再開されました。また、8月21日に相手方から200万円の寄付の申し出があり、それを受け入れています。令和2年3月31日には全復旧工事が完了し、復旧には、約5,100万円かかりました。令和3年5月21日には、保険の審査が終了し、保険金約3,100万円の支払いを受けています。 なお、市は相手方に対して損害賠償請求権がありますが、火災による損害賠償請求については、重大な過失がなければ請求できないということが「出火の責任に関する法律」で定められています。本件については、相手方の過失はあるものの、消防署の調査においても、出火原因が不明ということになっており、重大な過失を立証することはできず、市が訴えを起こしたとしても、認められる可能性はほぼないということでした。しかしながら、損害金額が高額のため、7月7日に相手方弁護士に対して、市の弁護士から損害金額等を掲示し、さらなる支払いを促したところ、8月6日に相手方弁護士から、法的には損害賠償の義務がないということで、すでに寄付済みである200万円以上の支払いはできないという回答がありました。そのような状況の中、9月15日に相手方本人から直接、市の弁護士に対し、追加で100万円の寄付をするので和解してほしいという申し入れがありました。和解については、議決事項となっていることから、12月の定例会議に議案として提出し、12月15日に可決されました。その結果を受けて12

竹内会長

月 23 日に追加の寄付を受け入れ、和解の合意書を交わしたという経緯になっています。簡単ですが、報告は以上となります。よろしくお願いします。

すくすく保育
課長

ただいまの説明について皆様のご意見、ご質問等いかがでしょうか。残念ながら市としては、1,000 万円以上の支出があるということですが、何らかの不適切な行為が行われたわけではなく、透明な形で行われている、という理解でよろしいでしょうか。

竹内会長

そういうことでございます。

引き続き公の施設を大切に守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

のびのび子育て
課長

では続きまして、報告事項No.7 もりやファミリーサポートセンター事業業務委託について、のびのび子育て課からお願いします。

報告事項No.7 をご覧ください。もりやファミリーサポートセンター事業業務委託について報告いたします。ファミリーサポートセンターの目的といたしましては、子供たちをお預かりすることによって、保護者の仕事と育児の両立、保護者のリフレッシュなど、保護者のニーズに合わせた支援ができるように、環境整備を図ることを目的としています。ファミリーサポートセンターを委託するメリットですが、大きなものとして、これまでは土日はやっていなかったのですが、学校行事の多い土曜日にも実施して、支援の拡大を図りたいと思っています。また、実際に子供を預かってくださるサポーターが新型コロナウイルス感染症の影響や高齢化の影響で減少傾向にあります。今回、事業者の持つ知識や技術を使って、サポーターの増員を図っていただければと考えています。

委託期間ですが、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 30 日までの 4 年間となります。ファミリーサポートセンターの場所ですが、市民交流プラザの中に事務所があります。現在、市民交流プラザは指定管理でやっていただいておりますが、この 4 年間ファミリーサポートセンター事業を委託しまして、その中で課題や市民のニーズを洗い出し、次回の市民交流プラザのプロポーザルのときに、ファミリーサポートセンター業務を、市民交流プラザの業務として導入する予定です。事業者の選定方法ですが、指名型プロポーザル(提案型)方式による選定としています。

委託金額ですが、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の 4 年間で 6,591 万 6 千円です。進捗ですが、12 月 23 日の資格審査会で業者の選定をしていただきました。提案書の提出が 1 月 21 日までということで、提案書の提出を待っているところです。1 月 28 日に面接審査ということで、事業者からの提案を私たちは受けたと思っています。その後、事業者を決定したいと考えています。報告は以上となります。よろしくお願いします。

埴本委員
竹内会長

プロポーザルという言葉が良くわかりません。教えてください。

プロポーザルの意味合いとその位置付けについて、ご説明をお願い

のびのび子育て課長

します。

プロポーザルとは、事業者から、この事業に対して、こういった取り組みができます、というような提案をしていただくものになります。例えば、サポーターを募集するにあたって、うちの事業者であれば、こういった方法で募集しますとか。そういう提案を受けまして、その中でよりよい事業者を選定させていただくものになります。これがプロポーザル方式ということになります。

また、もりやファミリーサポートセンターの位置付けですが、これまでは市直営で運営していましたが、市が民間事業者に運営を委託します。この事業に関しては、サポーターと保護者の間でお金の支払いが生じますが、儲けが生じる事業ではありません。今回のプロポーザルにつきましては、これまで市がやっていたものをそのまま受け継いでいただきます。4年後、プロポーザル方式で市民交流プラザにおいて、もりやファミリーサポートセンター事業も併せてやっていただく準備期間となります。この先どんなことができるのかをしっかりと検討していきたいと思っています。以上です。

竹内会長

どうもありがとうございます。委託金額なのですが、これは市民交流プラザの分は含まれるのでしょうか。

のびのび子育て課

ファミリーサポートセンター事業分だけです。

竹内会長

その他いかがでしょうか。特になければ、議論に関しては以上とさせていただきますと思います。この件に関しては、プロポーザルという形で、担い手の幅を広げる工夫がなされている事業だと位置づけることができるのではないかと思います。まだプロポーザルという形式が市民になじみがないということが露呈した部分もありますので、透明性の確保もぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、報告事項No.8 新型コロナウイルスワクチン追加接種について保健センターから説明をお願いします

新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

報告事項No.8 の資料をご覧ください。3 回目の追加接種につきましては、12 月 1 日から医療従事者等を対象に開始しています。各医療機関での自院の従事者への接種のほか、総合守谷第一病院と守谷慶友病院の 2 つの病院で、医療従事者等への接種を実施しておりましたが、ワクチンの在庫数を考慮し、1 月中旬から高齢者への接種を前倒しで開始いたしました。現在は、2 医療機関にさとう内科脳神経外科クリニックを加えて接種を実施しています。2 月 1 日以降は、市内の 23 医療機関で個別接種を実施するとともに、市の集団接種を行い、本格的に追加接種を進めていきます。また、1 月 31 日からは、自衛隊による大規模接種センター（東京会場）の再開が予定されているほか、2 月 8 日からつくば市の産業技術総合研究所を会場として行われる茨城県による大規模接種、さらに 3 月からは企業、大学等での職域接種の開始が予定されています。

対象者は、2 回の接種を完了している方で、2 回目の接種から 7 か月経過した方になります。1, 2 回目の接種の時のような優先区分はご

ざいませ。また、医療従事者や、高齢者施設などの入所者等につきましては、6 か月経過後の接種間隔で実施しています。なお現時点では、予防接種法上 3 回目の接種の対象となるのは、18 歳以上の方となっています。

開始時期ですが、先ほど申し上げましたとおり、医療従事者等については 12 月 1 日から開始しています。高齢者施設などの入所者等につきましても、1 月 15 日以降に各施設において嘱託医等による巡回接種が予定されています。また、一般の高齢者につきましては、1 月 12 日から接種券の送付を開始しまして、接種を開始しています。接種券の送付に際しては、予約の混乱を避けるために、2 回目の接種完了が早い方から順次送付をしています。接種券が届いた方は、翌日以降の予約が可能となっています。すべての方の接種時期を前倒しすることは困難ですが、県の大規模接種や職域接種を含めた進捗状況、それから各医療機関の接種体制、ワクチンの供給状況等を踏まえまして、可能な限り前倒しで接種を進めていきたいと思ひます。

接種体制ですが、追加接種の体制につきましても、1, 2 回目と同様に各医療機関による個別接種を中心とし、ワクチンの供給状況等を踏まえ集団接種も実施していく予定です。当面の集団接種の予定といたしましては、現時点で 3 月までのワクチンの供給が確定していることから、2 月と 3 月の毎週日曜日、合計 8 日間の集団接種を予定しています。1 日当たり 510 人、8 日間合計で 4,080 人の接種を予定しています。ワクチンは、モデルナ社製のワクチンを使用します。追加接種に際しましては、ファイザーとモデルナのワクチンが使用されることになっています。1, 2 回目と異なるワクチンを接種できる、いわゆる交互接種が可能となっています。

各月毎の対象者数見込みですが、2 回目接種完了から 7 か月後の接種間隔で見えていきますと資料のとおりとなります。括弧内が 2 回目接種完了月になります。概ね 6 月、7 月に接種している方が 65 歳以上の高齢者、8 月以降が 65 歳未満の方となります。当初、接種間隔が 2 回目接種から 8 か月で予定されていまして、6 月に 2 回目接種をした方が 2 月、7 月に接種した方が 3 月に接種対象となるスケジュールでした。接種間隔が 7 か月に前倒しされたことから、1 月と 2 月に接種対象となる 1 万 6,300 人が、一遍に 2 月 1 日から接種対象となるスケジュールとなりました。守谷市としましては、1 月 12 日から接種券の段階的な送付を開始いたしまして、1 月から前倒しで接種を開始したところでは、2 月初旬までには約 1 万 6,300 人の接種券送付を完了する予定です。以降は、対象となる月の 1 か月前、2 回目の接種から約 6 か月後を目安に接種券を送付していく予定でございます。

大まかなスケジュールにつきましては、1, 2 回目を接種してきた時期からしますと、概ねご覧のようなスケジュールになります。65 歳以上の高齢者については、3 月中旬ごろまでとありますが、3 月上旬頃には完了できるのではないかと考えています。なお今回の追加接種の実施期間につきましては、9 月 30 日までの予定となっております。

竹内会長

説明の方は以上になります。

清水委員

ただいまの説明について委員の皆様、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

確認を含めて3点お聞きします。まず1点目ですが、先ほどの説明では3月までのワクチンの供給は確保されているということですが、4月以降については、対象者数見込が記載されていますが、ワクチンの供給の見込はいかがでしょうか。まだ不透明な部分があるのでしょうか。

2点目です。1, 2回目のワクチンと同様の種類のワクチンを希望する場合、それは可能なのでしょうか。

3点目です。市内の23医療機関で個別接種を進めるということですが、こちらは、1, 2回目接種の時と同じ医療機関でしょうか。以上です。

新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

1つ目のワクチンの供給についてです。この表は、2回目接種から7か月経過する方の人数を示した表になっています。4月以降のワクチン供給につきましては、まだわからないというのが現状です。ワクチン供給に合わせて、現在2月までの予約を受け付けています。状況を見て3月以降の予約の受付を進めていきます。

2つ目が、ワクチンの種類です。集団接種ではモデルナを使用いたします。1, 2回目のワクチンの接種割合と、今回3回目のワクチンの配分割合が異なるため、1, 2回目にファイザーのワクチンを接種したすべての方が、3回目もファイザーのワクチンを受けることができるとは限らないと思います。ファイザーの供給量も3月までしか示されていません。ただ、ファイザーは配分が少ないと思われますので、ファイザーを待つと接種が遅れることになってしまうかと思っていますので、モデルナの接種をご検討いただければと思っています。

3つ目です。23医療機関は、1, 2回目の医療機関と同様になります。

竹内会長

どうもありがとうございました。その他いかがでしょうか。粛々と事業を進めていかなければいけないと思います。まだまだ市の皆様も大変だとは思いますが、どうぞよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

介護福祉課長

続きまして、報告事項No.9 介護サービス事業所(看護小規模多機能型居宅介護)整備について、介護福祉課お願いします

それでは、資料の報告事項No.9をご覧ください。介護サービス事業所(看護小規模多機能型居宅介護)整備についてご説明をいたします。

このサービスにつきましては、「第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づきまして、基盤整備を進めるものでございます。地域密着型サービス事業所の開設を希望する事業者を募集する内容となっています。資料の表をご覧ください。看護小規模多機能型居宅介護は、定員29名以下の1事業所を募集いたします。これは今まで守谷市には1軒もないサービス事業所となります。看護小規模多機能型居宅介護とは、在宅介護に必要な通い、宿泊、訪問看護、訪問介

	護，ケアプランのサービスを一体的に提供し，一人一人に合わせた柔軟な支援ができるトータルケアの事業所のことです。退院後の在宅生活への移行や，がん末期などの看取り期の支援，家族に対するレスパイト等への対応など，利用者や家族の状態やニーズに応じ，主治医との密接な連携のもと，医療行為も含めた多様なサービスを 24 時間 365 日提供できるものとなっています。 次に 2 番の事業者の選考につきましては，守谷市地域密着型サービス事業等候補者選考等審査会に審議を依頼いたします。募集等のスケジュールは，7 月に募集要項の公表配布，8 月に受け付け，9 月に選考，10 月には事業所を決定する流れになります。説明は以上です。よろしくお願ひします。
竹内会長	ただいまの説明についてご意見，ご質問等あるでしょうか。私から質問させていただきます。地域密着型サービス事業所というのはどのような施設の類型になるでしょうか。
介護福祉課長	地域密着型サービス事業所とは，住み慣れた地域での生活を支えるために，市町村が指定した事業所が，その地域住民に対して提供するサービスです。原則として，事業所が所在する市町村の住民のみが利用可能なサービスとなっています。
竹内会長	ありがとうございます。では，これについては市が自らの計画に基づいて設置していくというような性格のものと理解してよろしいでしょうか。
介護福祉課長	そのとおりです。
竹内会長	市が設置できるものですので，審議会でも出来るだけしっかりとしたものを作られるということを期待して協力していこうと思います。小規模多機能型や定期巡回などの地域密着型サービスと，どのような違いがあると考えたらよろしいでしょうか。
介護福祉課長	そして，どうして看護小規模多機能型になったのでしょうか。 小規模多機能型居宅介護につきましては，第 7 期計画で，平成 30 年度に公募をいたしましたが，事業者がおらず整備ができませんでした。
竹内会長	市内の各事業所に調査をしましたところ，看護小規模多機能型居宅介護のニーズが今後高まると想定されましたので，8 期計画で看護小規模多機能型居宅介護を整備するということに決定いたしました。 どうもありがとうございます。なかなか小規模多機能や看護小規模多機能の事業を実施してくれる事業者の方を見つけるのが難しいと聞いています。守谷市では積極的に進めていることがアピールできるというなと思います。守谷市は他の地域に比べて平均年齢が若いというような特徴がありますので，フットワークが良く，きめ細かいサービスができる施設を整えていくことができればいいなと理解していますが，それでよろしいでしょうか。
介護福祉課長	そのとおりです。
竹内会長	その他コメントはありますか
清水委員	まず 1 点目です。この審査会の委員構成を教えてください。

竹内会長
介護福祉課長

2点目は、前回は事業所の応募がなく断念されたということですが、場合によっては今回もそういうことがあります。例えば市内の事業者や経験のある事業者に、前もってある程度アプローチして、応募していただけるような工夫をされているかどうかお聞きしたいです。以上です。

事務局よろしくお願いします。

まず、委員の構成ですが、社会福祉又は介護保険に精通する方（医療関係者等）、税理士、社会福祉協議会、保健福祉部長の合計6名で構成されています。竹内会長にも委員になっていただいています。

2点目ですが、前回、小規模多機能型居宅介護での公募を行ったときに、事業者がいなかったということで、今回については、市内の介護サービス事業所の方に意向調査をしています。また、県内に13ヶ所の看護小規模多機能型居宅介護事業所がありますので、そちらの事業所に案内の通知をしまして、周知をしています。この辺で一番近い事業所がつくば市になります。以上です。

竹内会長

どうもありがとうございました。地域密着に関してはきめ細かくやりたいと思います。前回、小規模多機能の整備が不発に終わったことへの反省も含めまして、市が積極的にかかわれる事業所だということをご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

また、市内の事業者のほか、例えば全国で展開している事業者では、ノウハウを持っていると思いますので、そういったところにも積極的にお声掛けして、地域としてもしっかりと勉強していくような機会を作ればと思っています。引き続きよろしくお願いします。その他ご意見、ご質問あるでしょうか。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

社会福祉課長

次回第5回の保健福祉審議会は、令和4年3月23日(水)の14時半からとなります。会場は守谷市中央図書館の視聴覚室を予定しています。**(※審議会終了後、第5回保健福祉審議会は書面協議に変更となりました)**

これをもちまして、令和3年度第4回守谷市保健福祉審議会を閉会いたします。貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。